

## 教員資格審査関係書類の作成要領

教員資格審査関係書類はこの作成要領及び別添記入例により作成してください。事実に基づいて作成されていない場合は、審査の対象外となります。なお、連合農学研究科長が指定する構成大学研究科長等からの推薦締切以降に、新たに業績を追加することは一切できません。

(大学設置審議会提出書類「作成要領」を準用。)

### I. 教員候補者個人調書

#### 1. 氏名

氏名を明確に記入すること。

#### 2. 個人番号

文部科学省関係機関に在職する職員に割り振られる 8 桁の個人番号を記入すること。

#### 3. 年齢及び所属大学・学部学科・講座等

教員資格が発効する日（教員資格審査を行う研究科教授会の開催日又は任用予定である者の場合は就任予定日）現在の満年齢，所属を記入すること。

#### 4. 学歴

大学（若しくは高等専門学校）以上について，学部・学科名，大学院研究科・課程（専攻）名を，それぞれの入学，卒業・修了等の年月とともに記入すること。

大学院に在籍して学位を取得しなかった者は，例えば「博士課程退学」，「博士課程単位取得退学」又は「博士課程満期退学」のように正確に記入すること。

学生としての外国留学，研究生等の期間があれば，ここに記入すること。

#### 5. 学位

博士の学位について，取得年月，学位の種類（専攻分野の名称），授与された大学名及び学位論文の題名を記入すること。

#### 6. 職歴

すべての職名（発令）又は地位について，年月とともに次のように記入すること。

平成〇年〇月 〇〇大学 助手 農学部

平成〇年〇月 〇〇大学 助教授 農学部

平成〇年〇月 〇〇大学 准教授 農学部

平成〇年〇月 〇〇大学 教授 農学部

（現在に至る）

任用予定である者の場合は，最終行に次のように記入すること。

平成〇年〇月 〇〇大学 教授 農学部（就任予定）

所属大学で役職（附属施設長，評議員等）に就いた経験があれば，それも記載すること。

研究者としての外国留学，聴講生等の期間があれば，ここに記入すること。

以上のような経歴を有する者は，職歴全体を年代順に記入する。

過去に教員審査を受け資格が認められた者は，審査を行った大学名，審査年月，職名及び担当授業科目（専門分野）を記入すること。

教員で過去 5 年間の研究業績を評価する際、該当期間中に産前・産後休暇、及び育児休業を取得された場合は考慮し、業績評価を行うことが可能。該当する教員で考慮を希望する場合は、休業期間をここに記入すること。

#### 7. 学会賞受賞論文等

学会賞を授与されている場合は，授与の年月を付してこの欄に〇〇賞（〇〇学会賞）受賞「〇〇に関する研究」と記入すること。

なお，該当しない場合は「なし」と記入すること。

## II. 教育研究業績書

教育研究業績書には、「別紙 4 岩手大学大学院連合農学研究科の教員資格審査の対象とする研究業績について」に示された研究業績について、原著論文、著書、総説の 3 項目に分けて年代順（年代の古いものから順に）に記入すること。また記載内容に対応する論文及び証明書等の別刷又は写しを資料として添付すること。各項目の区別及び記載の仕方は以下による。

発行又は発表予定のものを含めてよいが、発行又は発表もとの証明書の写しを添付すること。なお、投稿中のものは含めないこと。

### 1. 原著論文

記入例に従い、発行年、論文タイトル、誌名、巻、号、頁を記入すること。なお、誌名は略記しないこと。また、原著論文のうち、申請者が筆頭著者ではないが責任著者である場合は記入例に従って明示すること。責任著者が業績に明記されていない場合は、これに代わる根拠を示す説明書を添付すること。

### 2. 著書

書名、発行所、執筆ページ等については記入例を参照すること。また、ISBN 番号又は ISSN 番号を記入すること。

### 3. 総説

記入例に従い、原著論文の記載事項に準じて記入すること。

### 4. 業績概要

うち最近 5 年の欄には、当該研究科教授会の日々の 5 年前の年の 1 月以降の編数を記入すること。

## III. 添付する資料等

1. 教育研究業績書に記載した内容に対する論文及び証明書等の右上部に教育研究業績書に記載した番号を明示すること。
2. 掲載証明書等の写しを添付する場合は、その資料の右上部に教育研究業績書に記載した番号を明記し、教育研究業績書の次に置くこと。
3. 責任著者（CA）が業績に明記されていない場合、論文の別刷りとあわせて CA であることを示す根拠資料を提出すること。

平成 10 年 12 月 4 日	第 109 回	代議員会	一部改正
平成 11 年 1 月 22 日	第 111 回	代議員会	一部改正
平成 14 年 2 月 19 日	第 146 回	代議員会	一部改正
平成 22 年 2 月 12 日	第 52 回	研究科教授会	一部改正
平成 25 年 2 月 8 日	第 58 回	研究科教授会	一部改正
平成 26 年 2 月 14 日	第 60 回	研究科教授会	一部改正
平成 27 年 2 月 13 日	第 62 回	研究科教授会	一部改正
平成 28 年 2 月 19 日	第 64 回	研究科教授会	一部改正
平成 31 年 2 月 8 日	第 70 回	研究科教授会	一部改正
令和 3 年 2 月 5 日	第 75 回	研究科教授会	一部改正
令和 3 年 11 月 5 日	第 368 回	代議員会	一部改正
令和 4 年 11 月 4 日	第 381 回	代議員会	一部改正